令和8年8月28日

事業主　様

北海道労働局長登録教習機関 登録番号:北労安教第15号
(公社)北海道労働基準協会連合会(インボイス発行事業者)
旭川支部(旭川地方労働基準協会内)

玉掛け技能講習のご案内

労働安全衛生法61条（安衛施行令第20条16号）では、つり上げ荷重が１トン以上のクレーン、移動式クレーン等の玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を修了した者など法定の資格を有した者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされています。

つきましては、下記要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

記

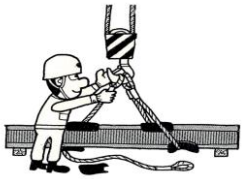

１　受講資格

１８歳以上

２　講習日程(３日間)　定員４０名

受講日			時間(休憩含)	会場	受付期間
第4回	学科	令和8年10月30日(金)	8:30～17:00	学科:旭川市工業技術センター（旭川市工業団地3条2丁目） 実技::旭川市工業技術センター駐車場	8/28～10/16
		・10月31日(土)	8:30～15:50 免除者12:30～15:50		
	実技	・11月 1日(日)	8:00～17:00		

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

３　講習料

全科目受講　３０，８０５円(消費税10%を含む)

内訳：受講料29,100円、テキスト代1,705円

科目免除者　２８，５０５円(消費税10%を含む)

内訳：受講料26,800円、テキスト代1,705円

※使用テキスト：玉掛け作業者必携(日本クレーン協会発行)

４　申込方法

受付期間内に、**受講申込書**を当協会に提出して下さい。

※先着順に受付し、定員40名に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

５　講習料納入方法

受講料の支払方法は原則振込となります。

※申込書受理後、請求書を発行いたしますので、請求書に記載されております期日までに、お振込み下さい。

６　申込書に添付するもの

(1)**写真２枚**(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近６か月以内に撮影したもの

(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る)

(2)**科目免除者**は、所持している小型移動式クレーンなどの修了証や、クレーンなどの免許証のコピー(表・裏両面)が必要です。

７　修了証

学科及び実技の修了試験合格者に、講習後約２週間で札幌の本部より郵送されます。

8　区分及び講習科目・時間（下記時間数に修了試験:学科1時間・実技１時間が追加になります）

講習科目 ＼ 免除区分等		学科				実技		講習時間の合計
		クレーン等の玉掛けの方法	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	クレーン等に関する知識	関係法令	クレーン等の玉掛け	クレーン等の運転のための合図	
全科目受講者		７時間	３時間	１時間	１時間	６時間	１時間	19時間
※科目免除者	①クレーン・ﾃﾞﾘｯｸ運転士免許を受けた者	７時間	免除	１時間	１時間	６時間	免除	15時間
	②移動式クレーン運転士免許を受けた者							
	③揚貨装置運転士免許を受けた者							
	④クレーン運転士又はデリック運転士（旧名称）免許を受けた者							
	⑤小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者							
	⑥床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者							

※科目免除者とは、①～⑥の内、いずれかの資格を所持している者が該当します。
（ただし、クレーン特別教育（5t未満）修了者は免除に該当しません。）

9　受講の取消

講習初日の２営業日前までに取り消しを申し出た場合は、返金に要する費用を除き講習料を返還いたします。

10　留意事項

(1)**遅刻者については、講義開始後の入室は認めませんので、ご注意願います。**
(2)実技は雨天でも実施しますので、雨具等をご用意下さい。

11　その他

本講習は「人材開発支援助成金　建設労働者技能実習コース」の対象になります。
申請に必要な書類・証明等及び受験結果のお問い合わせは、（公社）北海道労働基準協会連合会にお願い致します。　　TEL　０１１－７４７－６１４１

申込み・問合せ先
〒070-0043 旭川市常盤通１丁目 道北経済センター６階
旭川地方労働基準協会内
公益社団法人北海道労働基準協会連合会旭川支部
TEL 0166-22-8621　FAX 0166-22-8687

玉掛け作業とは・・・・・・
ワイヤロープなどの玉掛け用具を用いて、クレーン等のフック(つり具)に荷を掛けたり、外したりする作業をいいます。

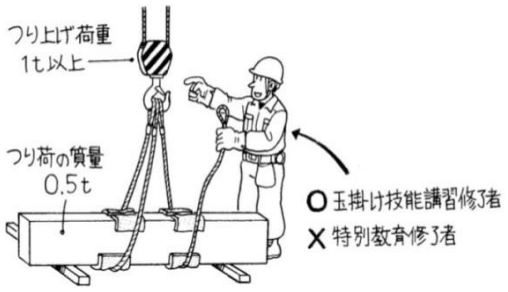

※ 玉掛け技能講習を修了して5年以上の方は、再教育を受ける努力義務が定められています。（R8.2.25開催）

その他、クレーン関係講習予定
5t未満クレーン特別教育→R8.12.19～20　R9.3.13～14

様式11-2

玉掛け技能講習受講申込書

受講地（ 旭川 ）受講日程（　/　～　/　）　19Hコース　~~18Hコース~~ ~~16Hコース~~ 15Hコース

（注）　該当するコースに○を付けてください。

ふりがな	
氏　　名	
旧姓を使用した氏名又は通称の併記希望の有無（いずれかを○で囲む）　有・無	
併記を希望する氏名又は通称	
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日

縦30mm
横24mm
写真1枚のり付

正面無帽、背景無色、上三分身で撮られた鮮明な写真を貼付してください・

もう1枚の写真を貼り付けずに添付してくださ

楷書で正確に書いてください。

現住所	〒	携帯 TEL
勤務先	所在地　〒	TEL
	名　称	FAX
講習科目の一部免除希望の範囲（数字を○で囲む）	1．クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 2．クレーン等の運転のための合図	
所持する運転士免許証又は技能講習修了証（数字を○で囲む）	1．クレーン・デリック運転士免許	
	2．移動式クレーン運転士免許	
	3．揚貨装置運転士免許	
	4．クレーン運転士免許又はデリック運転士免許	
	5．床上操作式クレーン運転技能講習	修了　年　月　日　交付番号　号 交付教習機関名（　）
	6．小型移動式クレーン運転技能講習	修了　年　月　日　交付番号　号 交付教習機関名（　）
	7．18Hコース（経過措置特例講習受講、特別教育修了）　15Hコース（特別教育修了者）	修了　年　月　日　交付番号　号 交付機関名（　）

クレーン等の運転及び玉掛け業務（補助作業）実務経験証明

① つり上げ荷重が５トン以上のクレーン又はつり上げ荷重が１トン以上の移動式クレーンの特別教育修了者で、運転業務に　年　月　日から　年　月　日まで通算　年　か月従事した経験を有します。

作業・業務の種別　H2.9.3クレ則付則第３条の経過措置者（特例講習受講者）　１８Hコース

② 制限荷重が５トン未満の揚貨装置、つり上げ荷重が５トン未満のクレーン（移動式を除く）・デリック、又はつり上げ荷重が１トン未満の移動式クレーン、若しくはつり上げ荷重が５トン以上の跨線テルハ（移動式を除く）の運転業務に　年　月　日から　年　月　日まで通算　年　か月従事した経験を有します。

作業・業務の種別　安衛則３６条６、15～17の業務従事者（特別教育修了者）　１８Hコース

③ ㋑ 玉掛け技能講習修了者　の指揮の下で、つり上げ荷重若しくは制限荷重が１トン以上のクレーン等の玉掛けの補助作業の業務に　年　月　日から　年　月　日まで通算　年　か月従事した経験を有します。

㋺ 制限荷重が１トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に　年　月　日から　年　月　日まで通算　年　か月従事した経験を有します。

作業・業務の種別　講習規程第４条第１項　１６Hコース

④ つり上げ荷重が１トン未満のクレーン等の玉掛けの業務に　年　月　日から　年　月　日まで通算　年　か月従事した経験を有します。

作業・業務の種別　講習規程第４条第２項（特別教育修了者）　１５Hコース

上記の記載内容に相違ないことを証明します。

事業場所在地

事業場の名称

事業者職氏名　　職印

（注）旧姓等併記を希望する場合には、戸籍謄本、住民票等旧姓等を明らかにする書面を添付してください。

年　月　日

（公社）北海道労働基準協会連合会長　殿

※受講番号	

※講習科目免除希望・免除資格確認	
支　部	年　月　日
本　部	年　月　日

（注）1．※欄は記入しないでください。
2．運転士免許証、技能講習修了証及び特別教育修了証を持っている方は写しを裏面に貼付してください。
3．実務経験証明書欄の「作業・業務の種類」には、クレーン等の種類・トン数などを記入してください。
4．実務経験証明③の㋑欄の補助作業の経験については、直接指揮を受けた玉掛け技能講習修了者の方の技能講習修了証写しを裏面に貼付してください。
5．２以上の事業場の業務の経験の証明方法については(公社)北海道労働基準協会連合会又は開催支部にご照会ください。

修了証（受講票）の送り先	1．自宅　2．勤務先　3．その他（　）